

私は、只今議題となっております
意見書案第12号 補聴器の普及への取組を求める意見書
に対する反対討論及び
意見書案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の廃止を求める意見書
意見書案第16号 訪問介護基本報酬引下げ撤回と介護報酬再改定を求める意見書
意見書案第18号 高等教育の無償化を求める意見書
意見書案第21号 聞こえのバリアフリーの推進を求める意見書
に対する賛成討論を行ないます。

まず、意見書案第12号と第21号は、関係することから一括して討論を行います。両案とも、補聴器が高齢者の認知症予防に加えて、積極的な社会参画に有効であり、必要性があることは認めた内容です。

ただし、第12号の「補聴器の普及への取組を求める意見書」は、補聴器の普及を促進する取り組みとして、補聴器を選択できる環境の整備や行政窓口などへの配備、情報提供等の社会環境整備にとどまっています。

第21号の「聞こえのバリアフリーの推進を求める意見書」にあるように、補聴器は、ひとつ 10 万～30 万円程度と高額です。さらに、加齢性難聴では両耳に装用するのが理想で、その場合、単純に考えても 20 万～60 万円の非常に高額な費用負担となります。欧米諸国に比べ、日本で補聴器の普及が広がっていない要因には、高額な補聴器への公的補助制度が確立していないことが指摘されています。補聴器に公的補助が欠かせないことについて、日本共産党市議員団はこれまでから繰り返し本会議で必要性を述べてきました。

補聴器の普及促進には、普及の体制づくりと併せ、聴力検査等の検診制度の創設と購入に対する公的補助制度が整備されることが、いくつになっても心身ともに健やかに暮せ、積極的な社会参画につながると考えます。よって、第12号意見書案では補聴器普及の取り組みとしては不十分であることから反対し、第21号意見書案に賛成いたします。

次に、意見書案第15号です。

先の第213回国会で成立した改正地方自治法は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するために、国が地方自治体に指示をすることができる指示権を新たに導入するものです。

そもそも、沖縄・広島・長崎をはじめ日本各地を焦土としてようやく終結した先の侵略戦争において、戦前の中央集権的な体制の下で地方自治体は戦争遂行の一翼を担わされ、その深い反省の上に立ち、日本国憲法は第八章に地方自治を明記し、団体自治と住民自治を保障しました。

ところが、先の国会において地方自治法の改正により、国による強制的な関与が基本的に認められない自治事務にまで国が極めて強く関与できる仕組みとされました。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断する類型も基準も、大規模な災害、感染症の蔓延その他としているだけで、極めて曖昧なものです。さらに、発生のおそれがある場合も判断することができるなど、時の政府の恣意的な判断が可能です。

加えて、総務省は個別法で規定されて想定される事態や指示の妥当性や課題についての検討すらしておらず、そもそも立法事実が成り立ちません。

地方分権を覆すだけでなく、憲法が保障する団体自治、住民自治を根本から破壊し、地方自治体を国に従属させる改正地方自治法は廃止すべきであり、本意見書案に賛成いたします。

次に、意見書案第16号です。

身体介護や生活援助などの訪問介護は、ひとり暮らしの高齢者や要介護者及びその家族の生活を支える大事なサービスであることには、皆さん異論のないことと思います。4月の介護報酬改定での、訪問介護サービスの基本報酬引き下げは、市内においても慢性的な人材不足の中でやりくりしている事業者を崖っぷちに追い詰める予想だにできなかった改定でした。実際に、廃業を決められた訪問介護サービス事業所が相次ぎ、継続されている事業所も他の事業で赤字補てんをして何とか運営している状況だと伺っています。

今通常会議本会議においても、本市訪問介護事業所の昨年度の休止が7件、廃止は8件と答弁されました。「しんぶん赤旗」の調査によると、全国8,648カ所の訪問介護事業所が2019年度から2023年度の5年間で消滅しています。特に、効率の悪い中山間地や、中小・零細の事業所が次々と廃止していることが特徴にあげられています。

市内においても、やりがいはあるけれども続けられないと、介護職員の他の産業への流出が進行しています。高齢のホームヘルパーや家族内の老々介護によって支えられてい

るのが実態であり、在宅介護がかなわず、「在宅放置」を招くなど介護崩壊はすでに始まっています。6月5日の衆議院・厚生労働委員会では、職員の処遇改善の検討を政府に求める決議が全会一致で可決されるなど見直しの動きもありますが、3年後の次期改定まで待っている余裕はありません。

訪問介護基本報酬のマイナス改定の撤回及び再改定を強く望むことから、本意見書案に賛成いたします。

最後に、意見書案第18号です。

本市も含め各自治体で、少子化が大きな問題となっていますが、子どもを産む・産まないの選択に際して、高すぎる教育費の負担を考える世帯は少なくありません。お金の心配なく、学びたい。学ばせたい。これは、世代を超えた願いです。そして教育の保障は政治の大きな役割ですが、日本は長年にわたり国の負担を抑え込む政策が続いており、高等教育における公費投入は、G20諸国で“最下位クラス”です。

1971年に1万2千円だった国立大学の学費は、その後急上昇を続け、今や53万6千円。東京大学はさらに10万円の値上げを検討しており、広島大学など各地の国立大学でも値上げを検討する動きが相次いでいます。高等教育における私費負担割合は、2020年には64%に達し、経済開発協力機構(OECD)平均(30%)の倍以上となっています。しかも、学生が利用できる奨学金は、貸与制が中心で、半分は有利子のものです。日本学生支援機構による貸し付けは、無利子、有利子の延べ人数628万人で、2022年度総額9兆4000億円にのぼります。

国際人権規約13条1項では、教育の機会はずべての人に保障された権利とされ、憲法の理念に立つ日本の教育基本法も「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」(4条)としています。にもかかわらず、日本は高等教育予算を減らし「受益者負担論」を押し付けてきました。

しかし、大学で学び利益を受けるのは学生個人だけではありません。社会に出て学んだ知識や技術を生かすことは社会全体を豊かにします。そうした考えのもとでヨーロッパの多くの国が学費を無償にしています。日本よりも学費が高い英国では、給付金制度が充実しています。

学生の学ぶ権利を保障するために、将来的な無償化を見据え、学費の値下げと奨学金の抜本拡充が必要であると考えことから、本意見書案に賛成するものです。

以上、各議員の賛同を求め討論いたします。